

敦賀市保育園等利用調整の基準表

○事由別の基礎点

事由	必要量	基礎点	要件	備考	
① 就労 (育児休業からの復帰も含む)	標準	100	1ヶ月あたり160時間以上※	※ 休憩時間を含む。 ※ 育児休業からの復帰の場合は、雇用契約上の就労時間によって判断する。	
		80	1ヶ月あたり120時間以上160時間未満※		
	短	70	1ヶ月あたり80時間以上120時間未満※		
		60	1ヶ月あたり64時間以上80時間未満※		
② 妊娠・出産	標準	100	出産予定日の前6週間から8週後の翌日が属する月の月末まで		
③ 保護者の疾病・障害	疾病	標準	100	入院、常時臥床	
		80	常時通院、常時安静		
		短	70	上記以外 (診断書に常時通院・常時安静の記載なし)	
	障害	標準	100	[要介護] ・障害者手帳 1～2級 ・療育手帳 a1	
		80	[身辺処理のみ可] ・障害者手帳 3～4級 ・療育手帳 a2		
		短	70	[少し仕事ができる] ・障害者手帳 5～6級 ・療育手帳 b1～b2	
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	看護	標準	100	1ヶ月あたり160時間以上※	※ 常に看護が必要である人への看護に限る。 ※ 時間については申告者本人が看護に従事している時間のみを申告すること。
		80	1ヶ月あたり120時間以上160時間未満※		
		短	70	1ヶ月あたり80時間以上120時間未満※	
			60	1ヶ月あたり64時間以上80時間未満※	
	介護	標準	100	1ヶ月あたり160時間以上※ かつ ・障害者 1～2級 ・要介護 5	※ 時間については申告者本人が介護に従事している時間のみを申告すること。
		80	1ヶ月あたり120時間以上160時間未満※ かつ ・障害者 1～4級 ・要介護 3～5		
		短	70	1ヶ月あたり80時間以上120時間未満※ かつ ・障害者 1～6級 ・要介護 1～5	
			60	1ヶ月あたり64時間以上80時間未満※ かつ ・障害者 1～6級 ・要介護 1～5	
⑤ 災害復旧	標準	100	災害復旧活動		
⑥ 求職活動	短	60	1ヶ月あたり64時間以上※	※ 求職活動の事由で入園出来るのは、90日以内とする。	
⑦ 就学	標準	100	学校通学 職業訓練 在学時間が1ヶ月あたり160時間以上※	※ 時間については本人の申告によるものとする。 ※ 休憩時間を含む。	
		80	学校通学 職業訓練 在学時間が1ヶ月あたり120時間以上160時間未満※		
	短	70	学校通学 職業訓練 在学時間が1ヶ月あたり80時間以上120時間未満※		
		60	学校通学 職業訓練 在学時間が1ヶ月あたり64時間以上80時間未満※		
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	標準	100	意見書等		
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短	100	育児休業取得前の就業時間が1ヶ月あたり160時間以上※	※ 転園に限る。 ※ 休憩時間を含む。	
		80	育児休業取得前の就業時間が1ヶ月あたり120時間以上160時間未満※		
		70	育児休業取得前の就業時間が1ヶ月あたり80時間以上120時間未満※		
		60	育児休業取得前の就業時間が1ヶ月あたり64時間以上80時間未満※		
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	標準	100	左記事由に該当するとみなすための資料	※ 同居でない親族の介護・看護の場合は⑩として認定し、基準は④に準ずる。	
		80	左記事由に該当するとみなすための資料		
	短	60	左記事由に該当するとみなすための資料		

○上記基礎点に、世帯状況(保護者、申込子ども、きょうだい、同居祖父母)等に応じ算出する調整点を合算し、利用調整点を決定します。